

議案第 56 号

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 建築紛争調停委員会委員の項中「18,500 円」を「9,100 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 建築紛争調停委員会委員の項の規定は、令和 2 年 5 月 1 日以後に支給事由の生ずる報酬について適用し、同日前に支給事由の生じた報酬については、なお従前の例による。

理 由

建築紛争調停委員会を取り巻く環境の変化を考慮し、建築紛争調停委員会委員の報酬の額を引き下げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。